

平成21年(2009年)2月11日

サンフランシスコ日本語補習校 保護者各位

保護者会合同役員会
サンノゼ校/サンフランシスコ校

議 題 提 案

保護者会規約の修正について

<目的>

保護者会規約の不明な点を明確にし、これまで明文化されていなかった規定を盛り込む事に寄り、保護者会の運営をより円滑に図る。

<p>第2条 (目的)</p> <p>本会はサンフランシスコ日本語補習校の教育活動を支援するとともに、相互の親睦連絡をはかる事を目的とする。</p>	<p>第2条 (目的)</p> <p>本会は<u>会員相互の親睦をはかり、幼児、児童、生徒が安全かつ充実した学校生活を送るべく</u>サンフランシスコ日本語補習校の教育活動を支援するとともに、相互の親睦連絡をはかる事を目的とする。</p>	<p>目的をより明確にする。</p>
<p>第4条 (役員)</p> <p>各校保護者会に次の役員をおく。</p> <p>(1)会長、副会長、書記、会計各1名及び会長補佐若干名。</p> <p>イ. 副会長: 会長を補佐し、会長不在のおり代行する。</p>	<p>第4条 (役員)</p> <p>各校保護者会に次の役員をおく。</p> <p>(1)会長、副会長、書記、会計各1名、及び会長補佐若干名。<u>役員合計数が12名を超えないものとする。</u></p> <p>イ. 副会長: 会長を補佐し、会長不在のおり代行する。<u>原則として理事を兼任する。</u></p> <p>(5)役員は、当該年度の全学年における当番を免除される。</p> <p>(6)<u>保護者会代表の理事に欠員が生じ、理事会が理事の補充を決定した場合のみ、互選にて新たな理事を役員の中から選出する。</u></p>	<p>定款第3条1.(2)に準じてSF、SJ各校の保護者会から、2名ずつの理事、合計4名の指定を明確にする。</p> <p>役員の数規定を設定:</p> <ul style="list-style-type: none"> 無制限の役員定員に人数規定を設ける。 SF校とSJ校の役員会のバランスをとる。 役員が必要数以上選出されることにより、当番、クラス員免除者リストが増え保護者会運営に支障を来す。
<p>第5条 (クラス委員及び図書委員)</p> <p>各校保護者会にクラス委員及び図書委員をおく。</p> <p>(1)クラス委員: 各クラス2名選出し、クラスに関する保護者会関係一切の事務を担当する。必要に応じて学級会を開くことができる。</p> <p>(2)図書委員: 原則として各クラス1~2名選出し、図書に関する事務を担当する。</p> <p>(3)各学年に在籍する保護者間の互選による。</p>	<p>第5条 (クラス委員及び図書委員)</p> <p>各校保護者会にクラス委員及び図書委員をおく。</p> <p>(1)クラス委員: 各クラス2名選出し、クラスに関する保護者会関係一切の事務を担当する。必要に応じて学級会を開くことができる。<u>担当クラスの当該年度の当番を免除される。但し他の学年に児童、生徒が在籍する場合は、その学年の当番は免除されない。</u></p> <p>(2)図書委員: 原則として各クラス1~2名選出し、図書に関する事務を担当する。担当ク</p>	<p>クラス委員、図書委員の当番規定、選出規定を明文化する。</p>

	<p>ラスの当該年度の当番を免除される。但し他の学年に児童、生徒が在籍する場合は、その学年の当番は免除されない。(3)選出:各学年に在籍する保護者の立候補、間の互選、または抽選による。</p> <p>(4)以下に該当する場合、クラス委員、図書委員の選考対象外とする。但しこれらの者の立候補を妨げるものではない。</p> <p>ア. 過去に保護者会役員、図書委員長を経験した者(SF校は、図書役員も含む。)</p> <p>イ. 過去2年間にクラス委員、図書委員を経験した者</p> <p>ウ. 当該年度に理事、本校教職員である者</p>	
<p>第6条 (総会及び各種の会の役割)</p> <p>(2)保護者会総会:各校保護者会総会は5月に開催され、各校会員の1/3以上(委任状を含む)の出席を持って定足数とし、次の事項を行う。なお、採決が必要な場合は、出席者の過半数(委任状を含む)の同意がなければならない。投票権は1家庭1票とする。</p> <p>ア. 新役員・クラス委員・図書委員の紹介</p> <p>イ. 前年度の会計及び監査報告</p> <p>ウ. 前年度活動予定</p> <p>エ. 新年度予算案審議</p> <p>オ. その他重要事項</p>	<p>ア. 新役員・クラス委員・図書委員の紹介と承認</p> <p>イ. 前年度の会計及び監査報告と承認</p> <p>ウ. 前年度活動予定</p> <p>エ. 新年度予算案審議</p>	<p>保護者会会員の承認を得ることを追記する。</p>
<p>第6条(総会及び各種の会の役割)</p> <p>(2)合同役員会</p> <p>(5)クラス委員会:クラス委員で構成し、会の運営をする。</p> <p>(6)図書委員会:図書委員で構成し、学校と協力して図書の貸し出しに関する運営をする。図書委員は必要に応じて図書委員会を開くことができる。</p>	<p>第6条(総会及び各種の会の役割)</p> <p>(2)合同役員会</p> <p>エ. 合同役員会は、両校それぞれの役員の過半数を持って定足数とする。基本的には話し合いで解決するものとし、意見が割れる場合には議決を以下の方法で行うものとする。議決権を持つ役員数は、出席している役員数の少ない方とし、多い方の役員は少ない方の数と同数の議決権を有する役員を会議が開始される直前に互選により選出する。議案については、議決権を有する役員の総数の2/3以上の賛成を持って可決できる。</p> <p>(5)クラス委員会:クラス委員で構成し、会の運営をする。各学年のクラス委員の中から互選で学年を代表する学年委員長を1名選出する。</p> <p>(6)図書委員会:保護者会の組織の一部である図書委員会は、図書委員長を代表とする役員、並びに図書委員で構成し、保護者会役員会と連携をはかりつつ学校と協力して図書の貸し出しに関する運営をする。図書委員長は、保護者会役員選出細則に準じて選出、または図書委員の中から互選、抽選により選出され、必要に応じて図書委員会を開くことができる。必要であれば、図書役員として副委員長、書記を置く事ができ、図書委員の中から互選、抽選で選出されるものとする。図書委員長は、当該年度の全学年における当番を免除される(SF校では副委員長、書記も含む)。</p>	<p>合同役員会の決議方法を明確にする。</p> <p>クラス委員会の学年委員長についての規定を明文化する。</p> <p>図書委員会の組織を定義するとともに、図書役員について明文化する。</p>

<p>第8条（その他）</p> <p>上記規約に定めた運営にあたって役員会は別途細則を定めることができる。</p> <p>本規約は、平成16年2月28日保護者会合同総会において可決承認され、平成16年4月1日より発効する。</p> <p>平成19年度合同役員会により一部修正、平成20年4月1日より発効する。</p>	<p>第8条（その他改定）</p> <p>上記規約に定めた運営にあたって役員会は別途細則を定めることができる。本規約ならびに細則は、<u>合同役員会に出席する役員のうち第6条(4)エ、に定める議決権を持つ役員の2/3以上の賛成をもって改定案を作成し、合同総会の承認を得て改定することができる。</u></p> <p>本規約ならびに細則の最新判は、<u>学校便覧、ならびに保護者会のホームページ(www.sfjlc-hogoshakai.org)に掲載するものとする。</u></p> <p>本規約は、平成16年2月28日保護者会合同総会において可決承認され、平成16年4月1日より発効する。</p> <p>平成19年度合同役員会により一部修正、平成20年4月1日より発効する。</p> <p><u>平成21年2月28日保護者会合同総会において改定案が可決承認され、平成21年4月1日より発効する。</u></p>	<p>改定の方法について明記する。</p> <p>規約ならびに細則の所在について明記する。正本の所在を学校事務局に置く事が提案されたが、保護者会は基本的に学校とは独立した立場であるため、保護者会ホームページに掲載する事が一番好ましいと思える。</p>
保護者会役員選出細則		
<p>(1)対象役員:各校会長、副会長、書記、会計各1名および会長補佐(必要数)</p>	<p>(1)対象役員:各校会長、副会長、書記、会計各1名および会長補佐(役員総数が12名を超えない必要数)。</p>	<p>保護者会役員の人数規定を明記する。</p>
保護者会(合同)総会運営手続きに関する細則		
<p>3. 提案書、修正案には署名がされていること。</p> <p>4. 委任状形態:略</p>	<p>3. 提案書、修正案は、<u>役員会から配布される所定の用紙を使用し、署名がされていること。署名の無いものは無効とする。</u></p> <p>4. 委任状形態:<u>略役員会が配布する所定の委任状を使用する。</u></p>	